

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

アスベスト含有建材が使用されている建築物の解体に係る留意事項の周知・徹底が、静岡県くらし・環境部より出されました。(平成28年8月5日)

## 〈留意事項の内容〉

### 1. 事前調査の適正な実施

工事前において、目視・設計図書等による調査で使用の有無が明らかにならなかった場合は、使用の有無を分析による調査が必要となります。

### 2. 事前調査等の適切な揭示

### 3. 特定建築材料以外のアスベスト含有建材の適切な処理

事前調査にて石綿(アスベスト)が0.1%を超えて含有するときには、工事着手前に届出が必要です。

弊社では「建築物石綿含有調査者」が、石綿(アスベスト)含有の可能性のある「吹付け材」「保温材・耐火被覆材・断熱材」「成型板」等の分析調査を承ります。下記担当者までお気軽にご連絡下さい。

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

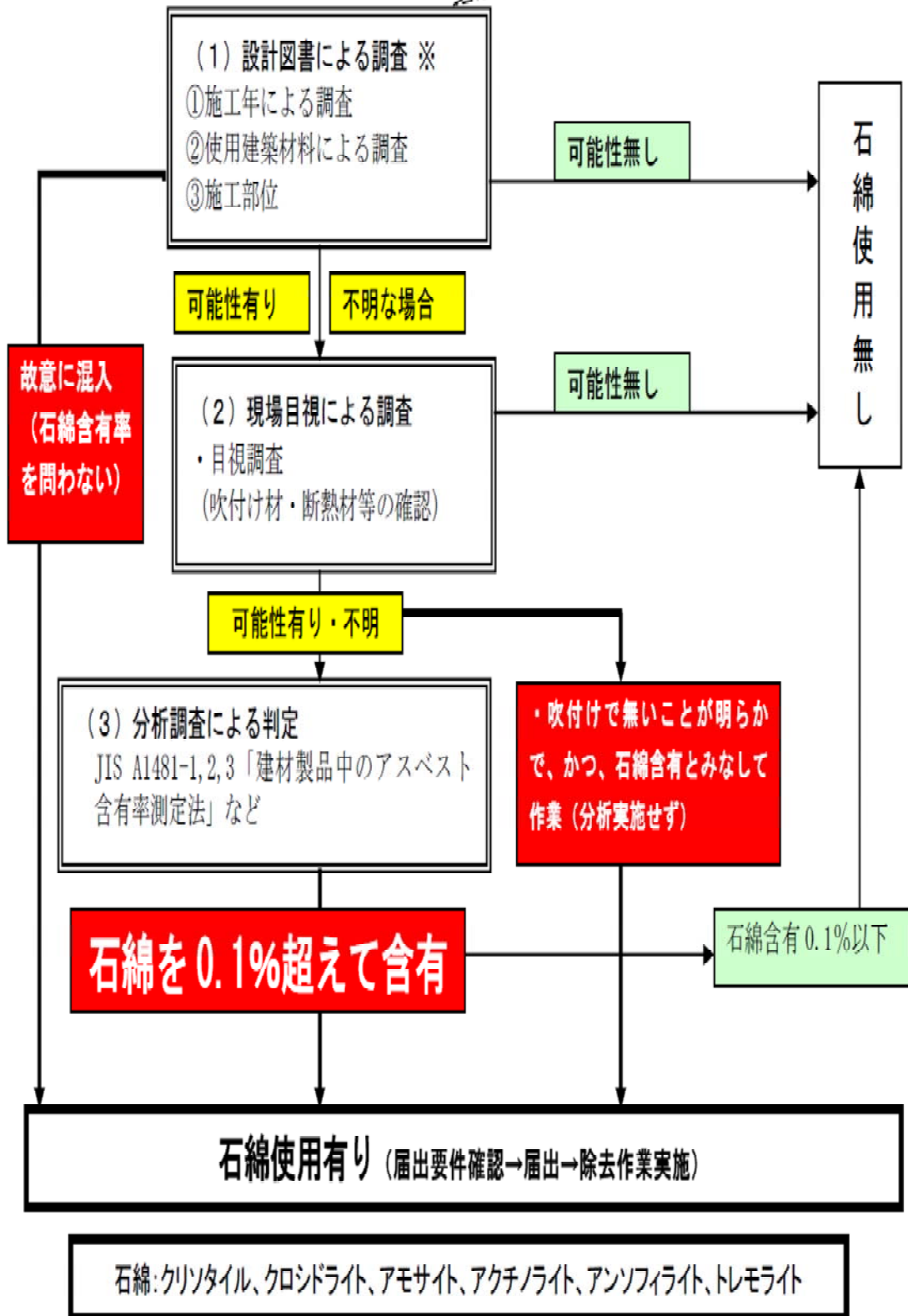
環境調査課 広瀬崇史(建築物石綿含有調査者)

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

# 1. 事前調査の実施フロー

※「特定工事に該当しないことが明らかな建設工事」は、事前調査の対象となりません。  
(大気汚染防止法施行規則第16条の5 参照)



## 2. 事前調査の適切な実施における留意事項

- 1) 目視、設計図書等により調査する方法では特定建築材料(吹き付けアスベスト及びアスベストを含有する断熱材・保温材・耐火被覆材)の使用の有無が明らかにならなかった場合は、特定建築材料の使用の有無を分析により調査して下さい。分析方法は、日本工業規格(JIS) A1481-1、A1481-2又はA1481-3 等があります。
- 2) 建築物等に使用される吹き付け材、断熱材等の建築材料については、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い、設計図書との整合性を確認して下さい。
- 3) 当該調査は、石綿障害予防規則第3条第1項及び第2項の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えありません。

※事前調査は、法令(大気汚染防止法)により工事前において、実施が義務付けられています (特定工事に該当しないことが明らかな工事は対象外)

事前調査のうち、目視、設計図書等による調査は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと、石綿含有の分析は、十分な経験および必要な能力を有する者が行うこととされています。(「労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示」H26.3.31)

また、国土交通省では平成25年7月に、石綿の使用実態について中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる建築物石綿含有調査者制度が創設されました。これは、一定の技能を持った者に資格を付与させるものです。将来的にはこの調査者が建築物の石綿調査に従事することを国庫補助の要件にすることも検討されています。

(「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」H25.7.30公示)

### 石綿含有分析とは

石綿含有分析には[定性分析]と[定量分析]があります。

[定性分析]…石綿の含有の有無を調べるものです。

分散染色法<sup>(※)</sup>とX線回折法の結果を総合的に判断します。

<sup>(※)</sup>分散染色法：それぞれの石綿の種類に応じた浸液を用いて位相差分散顕微鏡で観察し、繊維状物質を計測します。

[定量分析]…定性分析で石綿の含有が確認されたものについて、含有量の割合を調べます。

なお、定性分析にて石綿の含有が確認されなかった場合には、定量分析は行いません。

石綿含有分析は、高度な知識と分析技術が要求されます。

弊社は、(公社)日本作業環境測定協会や(一社)日本環境測定分析協会が実施している「分析技術・分析精度向上のためのプログラムを修了した認定技術者」が在籍しています。

### 3. 事前調査等の適切な掲示における留意事項

#### ①事前調査に関する掲示事項

- 1) 事前調査の結果
- 2) 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- 3) 調査を終了した年月日
- 4) 調査の方法
- 5) 当該工事が特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

(注) 当該解体等工事が特定工事に該当する、しないにかかわらず、義務付けられているものであるため、届出不要の場合にも掲示しなければならないことに留意して下さい。

#### ②特定粉じん排出等作業に該当する際の掲示事項

- 1) 法に基づく届出の年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- 2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- 3) 特定粉じん排出等作業の実施期間
- 4) 特定粉じん排出等作業の方法
- 5) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

### 4. 特定建築材料以外のアスベスト含有建材の適切な処理における留意事項

- 1) アスベスト含有成形板は原則として散水等の湿潤化を行い、手作業で丁寧に剥がし、破損したアスベスト含有成形板は丈夫なビニール袋やシートに囲い、小口や劣化部分からのアスベスト飛散措置を行って下さい。
- 2) やむを得ず切断等を行う場合は、散水やHEPAフィルター付き局所集じん装置を使用する等アスベスト飛散措置を図って下さい。
- 3) アスベストを飛散させるおそれがある場合は、解体施工部分の外周部分を鋼製パネルや養生シート等で隙間なく囲んで下さい。

※ 「特定建築材料以外のアスベスト含有建材」は「レベル3建材」と言われ、アスベストの飛散性は低いですが、除去作業時に破碎や切断するなど、その取扱が不適切な事例が指摘されています。